

2021 年度春学期
横浜国立大学経済支援制度申請
募集要項
(2020 年 4 月以降入学外国人留学生対象)

【注意！】

この募集要項は、2020 年 4 月以降に入学する外国人留学生(2020 年 3 月以前から本学に在籍し、2020 年 4 月以降に学部から修士等、上位課程に進学する学生も含む。)が対象です。

2020 年 3 月以前に入学した留学生及び 2020 年 4 月以降に編入学し、2021 年度に 3 年次以上に在籍する留学生は、「2020 年 3 月以前入学外国人留学生対象」の募集要項を確認してください。

目 次

1. 春学期申請手続きについて(概要) …… 1
2. 入学料免除・徴収猶予(日本人・留学生共通) …… 6
3. 授業料免除 …… 8
4. 大学推薦奨学金登録 …… 11
5. 問い合わせ先 …… 13
6. 【参考】学部・大学院(修士)標準修得単位数表 …… 14

学務部
学生支援課・国際教育課

1. 春学期申請手続きについて(概要)

(1) はじめに

横浜国立大学で取り扱う下記制度への申請を希望する場合は、本要項の説明に従い、申請書と必要書類を指定期間内に提出してください。

1) 入学料免除・徴収猶予（日本人・留学生共通）

入学料免除は、経済的理由等によって、入学料の納付が困難な者に対し、申請に基づき、選考のうえ、入学料の全額もしくは半額が免除、又は納付期限が一定期間猶予される制度です。

2) 授業料免除

学業成績の優秀な私費外国人留学生に対し、申請に基づき、選考のうえ、授業料の全額免除、半額免除、又は3割免除(博士課程後期においては全額免除又は半額免除)を行う制度です。

3) 大学推薦奨学金の登録

大学を通じて各奨学金財団に推薦する奨学金の、学内選考に用いる基礎データを登録します。大学の推薦が必要な奨学金に応募する者は、必ず登録する必要があります。

(2) 申請スケジュール・申請方法

申請に係るスケジュール及び申請方法は以下の通りです。

【申請スケジュール】

1) 入学料免除・徴収猶予（2021年4月入学者のみ）

申請書類配布期間	2021年2月19日(金)～	
申請受付期限 (窓口申請)	<u>入学手続き期限</u>	提出先： 学務部学生支援課経済支援係 (学生センター2階1番窓口)
申請受付期限 (郵送申請)	<u>入学手続き期限</u>	「郵送申請について」を参照の上 送付してください。
結果発表	2021年7月30日(金)	

- ※ 入学料を支払ってしまうと、入学料免除又は徴収猶予の申請はできませんのでご注意ください。
- ※ 入学手続きの際、入学料の支払いを証明する「払込書」が必要となりますが、入学料免除・徴収猶予の申請をした方へは、「払込書」に代わる書類として「申請証明書」をお渡ししま

す。申請を行った場合は、必ず他の入学手続き書類と併せて「申請証明書」を入学手続きの担当係に提出してください。（郵送申請を行った場合は、「申請証明書」を経済支援係が入学手続きの担当係へ直接送付します。）

- ※ **授業料免除や大学推薦奨学金登録の申請も希望する場合は、入学手続き期限までに同時に申請してください。**上記期間内に申請できない場合は、学生支援課経済支援係までご相談ください。
- ※ **申請後に、入学を辞退する場合、入学料の納付が必要になります。納付がない場合、入学辞退は許可されません。**

2) 授業料免除／大学推薦奨学金登録

申請に係るスケジュール及び申請方法は以下の通りです。

申請書類配布期間	2021年2月19日(金)～	
申請受付期限 (窓口申請)	2021年3月26日(金) ※ 2021年4月入学者は4月5日(月) (1年次に在籍する者の授業料免除は「免除予定者」のみ ^{※1})	提出先： 国際教育課留学生支援係 (学生センター2階4番窓口)
申請受付期限 (郵送申請)	2021年3月26日(金)必着	「郵送申請について」を参照の上送付してください。
在留資格「留学」 提出期限 ^{※2}	2021年5月31日(月)	
授業料免除結果発表	2021年7月30日(金)	大学推薦奨学金登録には結果発表はありません。

- ※1 1年次に在籍する者（2021年4月入学者を含む）の授業料免除については、出願時に申請し、入学試験の成績により、入学後2学期間の免除予定者及び免除予定額が決定するため、新たに授業料免除の申請を受け付けるものではありません。
- ※2 在留資格「留学」を取得見込み又は更新手続き中で申請を行う者は、申請受付期限までに申請手続きを行った上で、在留資格「留学」を取得後、期日までに「4-1）在留カード貼付用紙〔様式4-1〕」を再提出してください。期日までに再提出がない場合は、授業料免除は「不許可」となり、大学推薦奨学金には登録されません。入国制限等により日本に渡日できず期限までに在留カードが取得できない場合は個別にご相談ください。

【申請方法】

下記ウェブサイトから申請様式をダウンロードし、必要事項を入力、印刷の上、窓口に直接持参するか、郵送により、提出してください。

<http://www.gakuseisupport.ynu.ac.jp/>

《窓口申請について》

- ・ 窓口申請の場合、受付時間は、土日祝日を除く 8:30～12:45 及び 13:45～17:00 です。
- ・ 在学生が窓口申請を行う場合は、必ず事前に「大学への入構届」を提出してください。
「大学への入構届」：
https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=N_KtkmBGSEmCcJ-q9IV0KSGz0myMmx1IreBl8zsTTotURjRKVTUyWkpTNk9IRIdFMFRMVkczTDNNVy4u
- ・ 今後の状況によっては窓口申請を中止する可能性があります。

《郵送申請について》

- ・ 郵送申請を行う場合は、申請期限までに、追跡可能な配達方法(レターパックライトや EMS 等)で下記住所に送付してください。普通郵便で届いた申請書類については「申請無効」とします。
- ・ 入学料免除・徴収猶予の郵送申請を行う場合は、郵便事情により申請書類が期限までに届かず入学手続きが完了されない事態を避けるため、書類発送前に必ず「メールによる入学料免除・徴収猶予の事前申請」を行ってください。メールによる事前申請の詳しい案内は入学手続き書類を参照してください。

● 入学料免除・徴収猶予を申請する場合

※郵送前に必ず「メールによる事前申請」を行ってください。

送付先：〒240-8501 神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-8
横浜国立大学 学務部学生支援課経済支援係 宛

● 授業料免除・大学推薦奨学金登録のみを申請する場合

送付先：〒240-8501 神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-8
横浜国立大学 学務部国際教育課留学生支援係 宛

※ 帰国中などの理由で窓口申請および郵送申請が困難な場合は個別にご相談ください。

(3) 秋学期の申請について

授業料免除及び大学推薦奨学金登録は、春学期に申請を行った者は、秋学期に改めて申請書類を提出する必要はありません。

【授業料免除】

春学期申請後に下記に該当する事項*が生じた場合は、秋学期は授業料免除の対象にはなりませんのでご留意ください。

*秋学期から上位課程に進学する場合で、入学試験合格時に免除予定者とならなかった場合(修士→博士等)

*秋学期に休学する場合(休学の開始時期・期間は問わない)

*在留資格が「留学」以外に変更された場合

【大学推薦奨学金登録】

春学期申請後に下記に該当する事項*が生じた場合、秋学期申請分について申請書類を再度提出する必要があります。申請方法は8月中旬ごろに[学生支援課ウェブサイト](#)等でお知らせします。

*秋学期から上位課程に進学し、学籍が変わる場合(修士→博士等)

(4) 提出書類

下記の表で必要な書類を確認の上、提出してください。(「免除予定者」となっている新入生も必ず提出してください。)なお、複数の制度へ申請を行う場合、提出書類は1部のみで構いません。

提出書類	入学料免除・ 徴収猶予	授業料免除	大学推薦 奨学金登録
1) 申請書・チェックリスト(様式1)	○	○	○
2) 家計調書(様式2) ※ 日本在住の家族に、就学者がいる場合、 特別控除に該当する世帯の場合は、 所定の確認書類を併せて提出すること	○		
3-1) 収入状況申告書(様式3-1) ※ 給与等が支給された月(仕事をした月ではありません) を支給月とみなして記入すること	○		○
3-2) 【家族用】収入状況申告書(様式3-2) ※ <u>日本在住の家族がいる場合、本人・就学者・乳 幼児を除く全員の申告書を提出すること</u> ※ 給与等が支給された月(仕事をした月ではありませ ん)を支給月とみなして記入すること	(○)		
4-1) 在留カード貼付用紙(様式4-1) ※ 在留カード両面のコピーを貼付	○	○	○
4-2) 【家族用】在留カード貼付用紙(様式4-2) ※ <u>日本在住の家族がいる場合のみ、全員の在留カ ードのコピーを提出すること</u> ※ 在留カード両面のコピーを貼付	(○)		

5-1) 収入証明書 ※ 給与明細又は通帳のコピー ※ 2020年7月～12月入金分をすべて提出	○		○
5-2) 【家族用】収入証明書 ※ <u>日本在住の家族に「収入がある者」がいる場合のみ、全員の証明書を提出すること</u> （就学者、乳幼児分は不要） ※ 給与明細又は通帳のコピー ※ 2020年7月～12月入金分をすべて提出	(○)		
5-3) 【家族用】無収入証明書 ※ <u>日本在住の家族に「収入がない者」がいる場合のみ、全員の証明書を提出すること</u> （就学者、乳幼児分は不要） ※ 最新の「非課税証明書」又は「課税証明書」	(○)		

(5) 注意事項

- 一度提出された書類の閲覧・貸出・返却はいたしません。
- 申告内容の虚偽や懲戒の対象となり得る行為の事実が判明した場合は、「申請無効」又は「申請無効による結果取消」となる場合があります。
- 学内掲示板又は[学生支援課ウェブサイト](#)に掲載した事項はすべて伝達されたものとみなされ、掲示を見なかったという理由で事後に異議を申し立てることはできません。
- 確認事項がある場合は、原則として申請書類に記載された Email アドレス宛てに連絡します。入学料免除・徴収猶予については学生支援課経済支援係(gakusei.keizai@ynu.ac.jp)、授業料免除については国際教育課留学生受入係(iao@ynu.ac.jp)、大学推薦奨学金登録については留学生支援係(kokusai.shien@ynu.ac.jp)から連絡することがありますので、大学からのメールを受信できるよう設定してください。なお、指定された期日までに回答・書類の提出等がなかった場合、審査の上で不利になる、又は選考対象から外れる場合がありますのでご注意ください。
- 申請は年度ごとに行う必要があります。今回の申請は「2021年度分」の経済支援制度についての申請となります。

2. 入学料免除・徴収猶予(日本人・留学生共通)

(1) 制度の概要

入学料免除・徴収猶予は、経済的理由等によって、入学料の納付が困難な日本人学生及び外国人留学生に対し、申請に基づき、選考のうえ、入学料の全額もしくは半額が免除、又は納付期限が一定期間猶予される制度です。

※入学料免除・徴収猶予の正式な結果が出る前に入学を辞退すると、入学料の納付義務が生じます。

(2) 申請資格

入学料免除・徴収猶予に申請するには、以下のいずれかの申請資格を満たす必要があります。ただし、入学料免除については、学部に入学者は、入学前の1年以内に「特別の事情による申請」に該当する事柄があった場合のみ、申請できます。

1) 経済的理由によって入学料の納付が困難である者。…「一般申請」に該当

2) 入学前1年以内において、日本に在住する学資負担者の死亡、又は本人もしくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合で、入学料の納付が著しく困難であると認められる者。…「特別の事情による申請」に該当

- ・ 入学前1年以内とは、春学期申請分については2020年4月1日から2021年3月31日までの期間です。
- ・ 学資負担者とは、本人の学資を主として負担している者です。学資負担者は、日本国内に在住している同一世帯の者に限ります。
- ・ 風水害等の災害とは、原則日本国内で発生したものとし、公的機関の「罹災証明書」「被災証明書」等のとれるものです。
- ・ 「特別の事情による申請」の該当者は、事前に学生支援課経済支援係まで申し出てください。

(3) 選考方法

「一般申請」に該当する者は「学業成績」及び「経済状況」に関する審査があります。「特別の事情による申請」に該当する者は、「経済状況」に関する審査があります。

- ・ 「学業成績」は、入学試験の成績等によって審査を行います。
- ・ 「経済状況」は、申請者本人及び生計を同一にする世帯(日本在住の家族のみ)全体の経済状況によって審査を行います。日本にいる家族に、就学者・障がい者・長期療養者(申請前1年以内の療養費の自己負担による支出額合計が20万円以上の場合に限る。)のいる世帯、母子父子世帯、災害による被害を受けた世帯は、それを証明する書類の提出があれば考慮して審査を行いますので、学生支援課経済支援係まで申し出てください。

(4) 選考結果

「全額免除」「半額免除」又は「不許可」の結果を発表します。

【発表日】 2021年7月30日(金)

- ・ 発表日は予定日です。状況によって変更になる場合もあります。変更する場合は、[学生支援課ウェブサイト](#)等でお知らせします。

【発表方法】 「学生情報システム」(各自の ID とパスワードでログインしてください。)

- ・ 個人情報保護のため、掲示による発表は行っていません。又、個人宛の通知や電話による結果の通知も行っていません。
- ・ 「[学生情報システム](#)(URL <https://siss.jmk.ynu.ac.jp/WebInfo/p/LogIn.aspx/>)」は入学後に使用できます。「学生情報システム」での確認が出来ない場合は、申請者本人が学生証を持参のうえ、学生支援課経済支援係にお越しください。窓口へ来ることが難しい場合は、必ず申請者本人の YNU メールアドレスを使用し、学生証を撮影した画像を添付したうえで、選考結果の開示を希望する旨のメールを学生支援課経済支援係(gakusei.keizai@ynu.ac.jp)へ送信してください。

【納付期限】

- ・ 免除結果が「全額免除」の者は、入学料の納付は必要ありません。
- ・ 免除結果が「半額免除」又は「不許可」の者、又は「徴収猶予のみ申請者」で、徴収猶予結果が「不許可」の者は、**2021年8月27日(金)**までに、徴収猶予結果が「許可」の者は、**2021年9月24日(金)**までに、納付すべき入学料を振込にて納付してください。振込先などの詳細については、該当者へ別途お知らせします。

【注意事項】

- ・ 申請した学生は、審査の結果が発表されるまでは全員、入学料の徴収が猶予されます。
 - ・ 所定の期日までに入学料の納付がない場合、「除籍」になりますので、必ず納付期限を守ってください。
- ※ 入学料免除に係る予算は非常に限られており、免除許可者は例年ごく少数となっています。
入学料の支払いが必要となる場合に備え、必要な金額及び納付期限を確認しておいてください。

3. 授業料免除

【重要】本制度は国から配分される予算に基づいて運営されているため、今後配分される予算額に大きな変更が生じた場合には、制度そのものが変更される場合があります。その場合は速やかにお知らせします。

(1) 制度の概要

「横浜国立大学私費外国人留学生授業料減免制度」は、学業成績の優秀な外国人留学生の受入れ促進及び入学後の奨学支援を行うことを目的に、2020年4月以降に本学に入学する私費外国人留学生を対象に新設された授業料減免制度です。

大学の学部又は大学院の正規課程に入学又は在学する私費外国人留学生で「留学」の在留資格を有するものが対象です。学業成績のみにより選考を行い、私費外国人留学生全体の成績上位50%以内となった申請者に適用され、成績の上位の者から授業料の全額免除、半額免除、又は3割免除(博士課程後期においては全額免除又は半額免除)が割り当てられます。(ただし、免除枠には上限があるため、該当者でも不許可となることがあります。)

(2) 免除期間

免除期間は、学部及び大学院の1年次に入学する者については、入学時から連続して2学期間[※]です。学部及び大学院の2年次に在学する者については、申請の対象学期間です。

※ 休学した場合、免除期間は延長されません。入学直後に1年以上休学した場合、復学した学期は授業料免除の対象になりません。

(3) 申請資格

授業料免除に申請するには、以下のすべての申請資格を満たす必要があります。

- 1) **2021年4月1日時点で本学の学部又は大学院の正規課程に私費外国人留学生として1年次、又は2年次に在学し、かつ在学期間が標準修業年限以内の者。**
 - ・ 1年次に在籍する者(2021年4月入学者を含む)の授業料免除については、出願時に申請し、入学試験の成績により、入学直後の2学期間の授業料の免除予定者及び免除予定額が決定するため、新たに授業料免除の申請を受け付けるものではありません。
 - ・ 2020年4月以降の編入学者のうち、2021年度に3年次以上に在籍する留学生は、こちらの制度の対象ではありません。「2020年3月以前入学外国人留学生対象」の募集要項を参照してください。また、2021年度に2年次に在籍する編入学者については、編入学した学期は免除の対象外となります。(編入学後2学期目より申請できます。)
 - ・ 国費外国人留学生、外国政府派遣留学生、及び私費外国人留学生のうち独立行政法人国際協力機構、世界銀行、外国政府その他の機関が本人に代わり授業料を負担する場合又は本人に授業料相当額を支給する場合は、免除申請の対象者とはなりません。

- ・ 休学の開始時期・期間に関わらず、2021 年春学期に休学する者は申請できません。申請後に休学となった場合、対象の学期について授業料免除の適用を取り消します。
- ・ 在学期間が修業年限を超えた者(休学期間は在学期間には含まれません)は、原則として、申請資格は認められません。在学期間が標準修業年限を超えた者で申請を希望する者は申請時に理由書(書式自由)を提出してください。

2) 日本国の法律(「出入国管理及び難民認定法」)に定められる「留学」の在留資格を有する者。

- ・ 在留資格「留学」を取得見込み又は更新手続き中で申請を行う者は、申請受付期限までに申請手続きを行った上で、在留資格「留学」を取得後、「4) 在留カード貼付用紙 [様式 4-1]」を 2021 年 5 月 31 日(月)17:00までに学生センター2 階の学務部国際教育課に再提出してください。期日までに再提出がない場合は、授業料免除の申請資格を満たさない者とみなされ、授業料免除は「不許可」となります。入国制限等により日本に渡日できず期限までに在留カードが取得できない場合は個別にご相談ください。

3) 2 年次に在学する場合、免除を受けようとする学期の前学期までの修得単位数が学部又は大学院の定める標準単位数以上である者。(ただし、大学院の博士課程後期に在学する者においては、修得単位数による制限は設けない。)

- ・ 各学部及び大学院の定める標準単位数については、p.14 で確認してください。

(4) 選考方法

【学部及び大学院の修士課程又は博士課程前期】

1) 1 年次に入学する者

大学及び大学院が指定する入学試験の成績により選考します。申請者のうち、入学試験の成績が合格した私費外国人留学生全体の上位 50%以内となった者に適用され、成績の上位の者から授業料の全額免除、半額免除、又は 3 割免除が割り当てられます。

2) 2 年次に在学する者

大学及び大学院における学業成績により選考します。申請者のうち、修得単位数が各学部及び大学院の定める標準単位数以上^{※1}であり、修得済み単位の成績^{※2}が在籍する学部の私費外国人留学生全体の上位 50%以内となった者に適用され、成績の上位の者から授業料の全額免除、半額免除、又は 3 割免除が割り当てられます。

※ 1 各学部及び大学院の定める標準単位数については、p.14 で確認してください。

※ 2 修得済み単位の成績については、前学期までの通算 GPA を、学科及び学年間で公平になるよう数値を平準化した成績上位比率を算出のうえ、評価します。通算 GPA の計算式は、以下のとおりです。

$$\frac{(4.5 \times \text{秀の取得単位数}) + (4 \times \text{優の取得単位数}) + (3 \times \text{良の取得単位数}) + (2 \times \text{可の取得単位数})}{\text{秀、優、良、可、不可評価の合計単位数}}$$

なお、上位比率の算出分母には、所属する学科の同学年のすべての学生が含まれます。上位比率は、所属する学科の同学年の中で日本人学生も含めどこに位置するかを示す値のため、通算 GPA が高くても上位比率が上位になるとは限りません。

【大学院の博士課程後期】

1) 1 年次に入学する者

大学院が指定する入学試験の成績により選考します。申請者のうち、入学試験の成績の上位の者から授業料の全額免除又は半額免除が割り当てられます。

2) 2 年次に在学する者

大学院における学業成績により選考します。申請者のうち、修得済み単位の成績のほか、これまでの査読論文の出版や賞の受賞など、学業成績が優秀と認められる根拠を踏まえて、上位の者から授業料の全額免除又は半額免除が割り当てられます。

(5) 選考結果

学期ごとに「全額免除」「半額免除」「3 割免除」又は「不許可」の結果を発表します。

【発表日】春学期：2021 年 7 月 30 日(金) / 秋学期：2021 年 12 月 22 日(水)

- 発表日は予定日です。状況によって変更になる場合もあります。変更する場合は、[学生支援課ウェブサイト](#)等でお知らせします。

【発表方法】「[学生情報システム](#)」(各自の ID とパスワードでログインしてください。)

- 個人情報保護のため、掲示による発表は行っていません。又、個人宛の通知や電話による結果の通知も行いません。
- 「[学生情報システム](#)(URL <https://siss.jmk.ynu.ac.jp/WebInfo/p/LogIn.aspx/>)」での確認が出来ない場合は、申請者本人が学生証を持参のうえ、国際教育課留学生受入係にお越しく下さい。窓口へ来ることが難しい場合は、必ず申請者本人の YNU メールアドレスを使用し、学生証を撮影した画像を添付したうえで、選考結果の開示を希望する旨のメールを学生支援課経済支援係(gakusei.keizai@ynu.ac.jp)へ送信してください。

【納付期限/口座引落日】

- 免除結果が「全額免除」の者は、授業料の引落しはありません。
- 免除結果が「半額免除」「3 割免除」又は「不許可」の者は、**【春学期：2021 年 8 月 27 日(金) / 秋学期：2022 年 1 月 27 日(木)】**に登録口座から自動引落があります。

【注意事項】

- 申請した学生は、審査の結果が発表されるまでは全員、授業料の徴収が猶予されます。通常の引落日には、授業料の引落しはありません。
- 2021 年 4 月入学者の免除については、入学手続きの状況によって、免除額が合格時に通知された免除予定額より増額改定される場合があります。
- 所定の期日までに授業料の納付がない場合は除籍となるため、納付期限を守ってください。

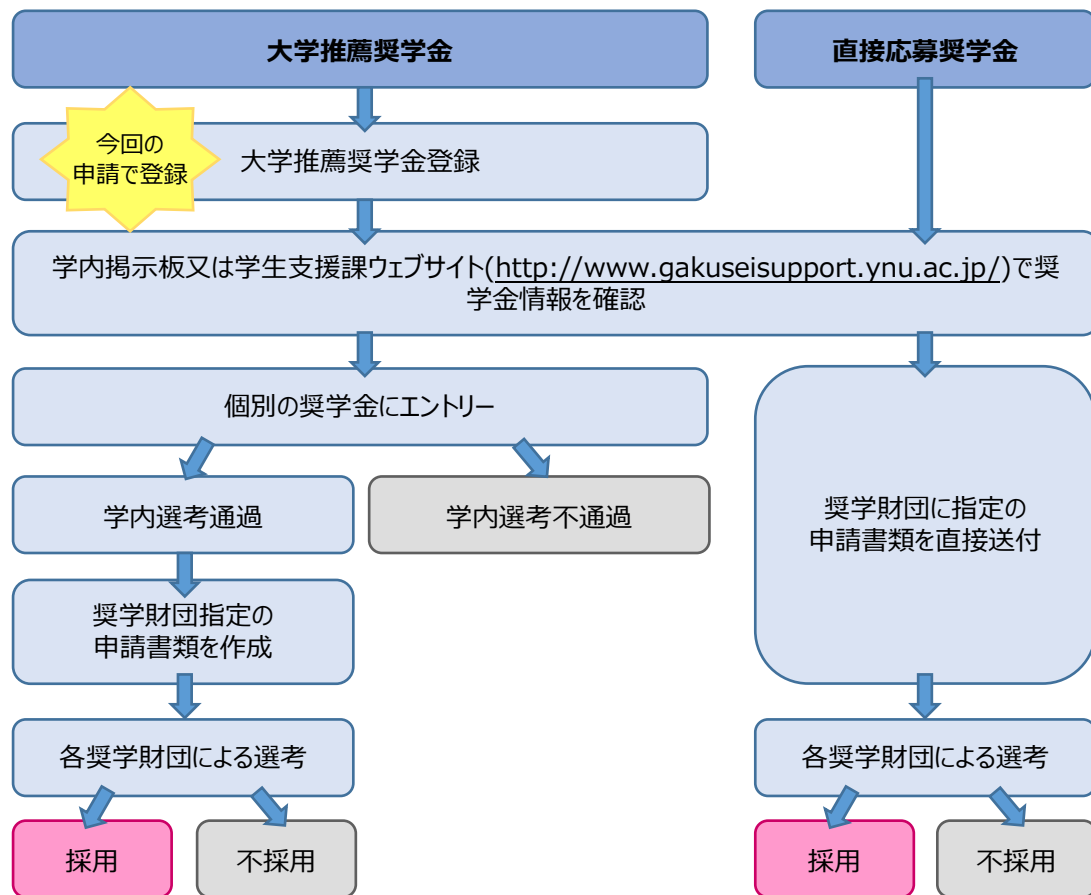
4. 大学推薦奨学金登録

(1) 制度の概要

私費外国人留学生を対象とした奨学金には、応募の際大学の推薦が必要な「大学推薦奨学金」と、学生が奨学財団に直接応募できる「直接応募奨学金」の2種類があります。大学推薦奨学金登録は、「大学推薦奨学金」の学内選考に用いる基礎データを登録するための制度です。

【重要】大学推薦奨学金登録をただでは奨学金に応募したことはありません。登録後、学内掲示板又はウェブサイトで奨学金情報を確認し、留学生支援係(学生センター2階4番窓口)で個別の奨学金にエントリーしてください。

《奨学金応募の流れ》



(2) 対象期間

今回の登録は、2021年度中(2021年4月～2022年3月)に学内募集する奨学金が対象となります。この期間に大学推薦奨学金への応募を希望する場合は、必ず登録をしてください。なお、支給開始が2022年4月以降であっても、募集が2022年3月以前に行われるものについては、今回の登録が必要になりますのでご注意ください。

(3) 申請資格

大学推薦奨学金登録に申請するには、以下のすべての申請資格を満たす必要があります。

- 1) 2021年4月1日時点で本学の学部もしくは大学院の正規課程に在学している者又は研究生として在学している者。
- 2) 日本国の法律(「出入国管理及び難民認定法」)に定められる「留学」の在留資格を有する者。
 - ・ 在留資格「留学」を取得見込み又は更新手続き中で申請を行う者は、申請受付期限までに申請手続きを行った上で、在留資格「留学」を取得後、「4-1)在留カード貼付用紙 [様式4-1]」を **2021年5月31日(月)17:00** までに学生センター2階の学務部国際教育課に提出してください。期日までに提出しない場合は、大学推薦奨学金登録の申請資格を満たさない者とみなされ、大学推薦奨学金には登録されません。入国制限等により日本に渡日できず期限までに在留カードが取得できない場合は個別にご相談ください。

(4) 選考方法

大学推薦奨学金登録は、「学業」及び「経済状況」により、総合的に順位付けを行います。

- ・ 「学業」は、審査対象学期入学者は入学試験の成績等、その他の者は前学期までの成績等で審査を行います。
- ・ 「経済状況」は、学生寮への入居状況、前学期の授業料免除結果等も考慮し、申請者本人の経済状況について審査を行います。

(5) 選考結果

大学推薦奨学金登録には結果発表はありません。

なお、大学推薦奨学金登録をただけでは奨学金に応募したことにはならないため、登録後、学内掲示板又は[学生支援課ウェブサイト](#)で奨学金情報を確認し、留学生支援係(学生センター2階4番窓口)で希望する個別の奨学金にエントリーしてください。個別の奨学金の学内選考結果については、選考通過者にのみメールで通知します。

奨学金応募の流れについては、p.11を確認してください。

5. 問い合わせ先

入学料免除・徴収猶予

学生支援課経済支援係

E-MAIL : gakusei.keizai@ynu.ac.jp TEL : 045-339-3113

私費外国人留学生授業料免除(2020年度以降入学者対象)担当

国際教育課留学生受入係

E-MAIL : iao@ynu.ac.jp TEL : 045-339-3176

私費外国人留学生対象奨学金担当

国際教育課留学生支援係

E-MAIL : kokusai.shien@ynu.ac.jp TEL : 045-339-3131

住所 : 〒240-8501 神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-8

窓口 : 土日祝除く 8:30~12:45、13:45~17:00(学生センター2階)

授業料免除・奨学金情報(学生支援課ウェブサイト) :

<http://www.gakuseisupport.ynu.ac.jp/>

※ 申請書類に記載された情報は、経済支援制度に係る選考及び在留資格情報の確認のために利用され、その他の目的には利用されません。

学部・大学院（修士） 標準修得単位数表（授業料免除・徴収猶予申請に係る「学業」審査用）
List of Standard Number of Credits for Academic Assessment of Tuition Waiver/ Deferment

2021年4月1日時点 As of April 1, 2021
 ※各設定単位数は変更になる場合があります。
 * the number of credits is subject to change.

〈学部 Undergraduate〉

		1.5年生(*) 1.5 year(*)	2年生 2 year	2.5年生 2.5 year	3年生 3 year	3.5年生 3.5 year	4年生 4 year	4.5年生 4.5 year	5年生 5 year	(参考) 卒業単位数 (Reference) Credits required for graduation
教育学部 Education		16	33	49	66	82	99	99	—	130 特別支援 Special education for disabled children 132
経済学部 Economics		15	31	46	62	77	93	93	—	一般、DSEP、LBEEP 124 GBEEP 132
経営学部 Business Administration	一般 General	15	31	46	62	77	93	93	—	124
	社会人 Adult	15	31	46	62	77	93	93	—	124
	GBEEP	16	33	49	66	82	99	99	—	132
	DSEP	15	31	46	62	77	93	93	—	124
理工学部 Engineering Science		15	31	46	62	77	93	93	—	124
都市科学部 ※YCCSを含む Urban Sciences including YCCS		15	31	46	62	77	93	93	—	124

(*)入学後2学期以内に休学した場合のみ適用。Applicable only when students take a leave of absence within 2 semesters after entering YNU.

〈大学院（修士） Graduate School (Master's program)〉

		1.5年生(*) 1.5 year(*)	2年生 2 year	2.5年生 2.5 year	3年生 3 year	(参考) 修了単位数 (Reference) Credits required for completion
教育学研究科 Education		4	15	15	—	30
教育学研究科（教職大学院） Education (Professional School)		8	20	20	—	46
国際社会科学府 International Social Sciences		8	16	16	—	32 36 (38)
理工学府 Engineering Science		7	15	15	—	30
環境情報学府 Environment and Information Sciences		7	15	15	—	30
都市イノベーション学府 Urban Innovation		7	15	15	—	30 (Y-GSAの副専攻プログラムの場合は40) (40 in case of the minor program of Y-GSA)
先進実践学環 Innovation & Practical Studies		確認中です To Be Confirmed			—	確認中です To Be Confirmed

(*)入学後2学期以内に休学した場合のみ適用。Applicable only when students take a leave of absence within 2 semesters after entering YNU.

※大学院（博士）においては、指導教員が推薦する者を「学業」審査の適格者とします。
 For doctoral programs, those recommended by their supervisors are qualified for academic assessment.